

広島県告示第八百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
お通り薬局 医療法人社団裕穂会 さとう 歯科	庄原市東城町川東一六五番二号 東広島市八本松町飯田字割岩山一〇 一五五番地二	令和四年一〇月一日 令和四年五月六日
一般社団法人安芸地区医師会 安芸地区医師会臨床検査セン ター附属診療所	安芸郡海田町栄町五番一三号	令和四年一〇月一四日
西本町薬局	庄原市西本町二丁目二番一〇号	令和四年一〇月一日
フタバ薬局大国店	廿日市市大野一丁目八番九号	令和四年一〇月一日
パール薬局明石店	豊田郡大崎上島町明石字東浜二六 九六番一号	令和四年一〇月一日